

千葉市告示第675号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者から、指定障害児通所支援の事業の廃止の届出があったので、同法第21条の5の25第2号の規定により告示します。

令和4年8月15日

千葉市長 神谷俊一

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	指定通所支援の種類
ハッピーテラス千葉中央教室 千葉県千葉市中央区中央三丁目9番13号Y・Sビル102号室	株式会社 みらくる 東京都中央区日本橋堀留町2丁目9番6号 代表取締役 玉田 宏一	令和4年 8月31日	1250100888	放課後等デイサービス